海外短期集中コース派遣実施要項

１．国際的に活躍できる人材の育成のために海外短期集中コース派遣科目を設定する。
２．海外短期集中コース派遣科目は、選抜された優秀な学生を姉妹校であるカリフォルニア大学デービス校に派遣し、デービス校との共同プログラムに参加させ、国際的な討論ができる素養を涵養する。
３．海外短期集中コース派遣旅費には、連合農学研究科の独自の経費をもって充当する。
４．派遣時期は７月から１２月までとし、７月～９月期、１０月～１２月期に定めて派遣する。ただし１月から３月末までの期間の派遣を希望する者については個別に対応する。
５．学生の支給する派遣旅費の上限は、７０万円とする。
（ただし、大学の事情により、減額される場合がある）
６．派遣は、全年次を対象に、在学中１回を限度とする。また、派遣旅費が他団体等から支給される場合は、本旅費を申請することは出来ない。
７．申請者は、英語でコミュニケーションがとれる者とする。
８．海外短期集中コース派遣を希望する学生は、「海外短期集中コース派遣旅費申請書」、英語のエッセイ及び履歴書によって、４月の所定の期日までに応募する。
９．主指導教員の推薦書（様式自由）を添付する。
10．選考は、３号代議委員（研究科長補佐）、４号代議委員および本プログラムWG委員から構成される選考委員会が行う。ただし、選考委員が指導教員となっている学生の選考については、当該選考委員は選考に参加できない。
11．選考委員会は、応募学生について、別に定める選考基準に従って支給候補者を選定し、候補者リストに順位を付して研究科長に答申する。
12．派遣者は上記選考基準に従って選考された者のうち、指導教員と先方との交流などによって既に受入れ先が確定（内約も含む）している者を優先する。
13．研究科長は、代議委員会の議を経て、派遣者を決定する。なお、決定後に派遣者から辞退の申し出があった場合には、次点の候補者を繰上げる。
14．派遣が決定された学生は、派遣終了後１カ月以内に「海外短期集中コース派遣報告書」を提出し評価を受けなければならない。
15.原則として、フィールド実習派遣実績のない学生を優先する。

附則　この要項は、平成２０年４月１日から施行する。
改正　この要項は、平成２１年４月１日から改正する。
改正　この要項は、平成２２年６月２１日から改正する。
改正　この要項は、平成２４年１０月１５日から改正する。

海外短期集中コース選考基準

海外短期集中コース派遣候補者は、「海外短期集中コース派遣申請書」の記載内容について、下記に従って選考する。

１．派遣候補者の順位は、応募者の「業績」の評価を６０％、および「英文のエッセイ」の評価を４０％とし、それらを合計した評点に基づいて決定する。

２．「業績」については、学生からの申告に従って下記の基準によって評点を決定する。ただし、その際には、「雑誌論文のコピーあるいは別刷り」、「学会の講演要旨」等、各業績に関して何らかの証拠書類が提出されていない者は、「業績」として勘定しない。また、「業績」には連合農学研究科入学以前の「業績」も含む。国内とは、日本国を示す。

「英文エッセイ」　４０点

「業績」に関する評価基準

項目１：原著論文（応募学生が筆頭著者として学術雑誌・学会誌に発表した論文）

国際的な学術誌に掲載された論文	３０点
国内の学術誌に掲載された英文論文	２０点
国内の学術誌に掲載された和文論文	１０点

項目２：著書（応募学生が筆頭著者の著書に限る）

単著	３０点
共著	２０点
分担執筆	１０点

項目３：総説、解説等（応募学生が筆頭著者のものに限る）　１０点

項目４：学会発表（応募学生が発表した講演に限る）

国際会議	８点
国内学会	５点

項目１～４の合計点上限を６０点とする。

評価の算出：各候補者の業績に関する評点の総和を、各選考委員の当該候補者に対する評点とする。